

外国にある第三者への 個人データの提供について

法務・コンプライアンス室
(監修 弁護士 三浦雅生)

改正個人情報保護法が施行されましたが、旅行業務の観点から見逃せないのが、新たに設けられた「外国にある第三者に個人データを提供する場合の本人への情報提供」の義務です(法第28条第2項)。

個人データを第三者に提供する場合には…

原則として本人同意が必要ですが、提供先が「外国にある第三者」である場合には、今回の法改正により、あらかじめ、「当該外国の名称」及び、「当該外国における個人情報保護に関する制度に関する情報」並びに、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」を本人に提供することになりました(規則第17条第2項)。

「外国にある第三者」とは、海外にある運送機関や宿泊施設等のあらゆる旅行サービス提供機関等が該当します(なお、外国にあるランドオペレーターに個人データを提供する場合、委託であっても第三者に該当しますので、当該ランドオペレーターに関する「情報」を提供する必要がありますので注意してください)。つまり、海外旅行の手配をする際には、あらかじめ、旅行者から個人データを第三者に提供することに対する同意を得るばかりでなく、これらの「情報」を提供することも必要となったのです。なお、EU及び英国は、個人情報保護委員会が我が国と同等水準の個人情報保護制度を有しているとして、「外国」から除外されていますので、情報提供は不要です。

「当該外国における個人情報保護に関する制度に関する情報」とは…

平たくいえば、その外国に個人情報保護に関する法律等の制度があるか否かという情報です。そして「ある」ならば、その制度についての「指標」となり得る情報も提供してください。例えば、カナダは

GDPR(EU一般データ保護規則)第45条に基づく十分性認定の取得国ですが、このような情報が「指標」となり得ます。また、もしも当該外国に個人情報保護に関する制度が存在しない場合は、「制度を有しない」ということを情報提供することも必要です。なお、諸外国の情報については、個人情報保護委員会のホームページに「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」が公開されていますので、こちらもご参照ください。

「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」とは…

海外にあるホテルや航空会社等の「第三者自身」が講じている個人情報の保護のための措置に関する情報です。個人情報保護委員会のガイドラインによると、当該第三者が、OECDプライバシーガイドライン8原則(世界各国の個人情報保護に関する法律の基本原則に取り入れられている8項目の原則)に対応する措置を全て講じている場合には、その旨を情報提供すれば良いとされています。

これらの情報を提供する方法としては、ホームページ等に一覧表を掲載して、旅行者にあらかじめこれを確認して頂く方法等が考えられます。

なお、今回の法改正に合わせて改訂した「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン 解説・表示例(第三改訂版)」では、これらの情報提供の方法も含めて、旅行業務における個人情報の取扱いについて解説しておりますので、是非ご参照ください。



担当：中島一則